

平成30年度

第 6回 佐々町農業委員会総会議事録

平成30年9月25日（火）

佐々町農業委員会

平成30年9月 第6回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年9月25日(火)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 平成30年9月25日(火)午後1時30分

4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	9	濱野 卓也 君	10	山下 夕見子君
11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君				

5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
8	池田 邦義 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
6	井手 俊博 君	7	和田 貞子 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第 1 号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

(4) 審議事項

第 15 号議案 非農地証明願いについて

第 16 号議案 非農地判断の取消について

第 17 号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について

(5) 協議事項

農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について

(6) その他

①農地パトロールについて

②農業委員会視察研修について

③農業者年金加入者について

④11月定例会の日程について

⑤その他

事務局長（金子 剛君） 事務局長。皆さん、こんにちは。少し時間が早いですけども皆さんお揃いですので、只今から平成30年度 第6回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 皆さん、こんにちは。一言ご挨拶申しあげます。暑さ寒さも彼岸まで申しますように、もうお彼岸も過ぎようとしています。朝夕、めっきり涼しくなったような気がします。取り入れ間近になりまして、それぞれ忙しくなってこられたんじやないかなと思っております。ここに第6回の農業委員会総会を開催いたしましたところ、それぞれお忙しい中、ご出席いただきましたこと感謝申しあげます。ただ、残念ながら2人から欠席届が出てるようです。今日は見られましたように、案件としましては非常にこのところ少ないわけでありまして、転用申請等の申請があがっておりません。7月、8月、9月と3回連続ですね。許可申請等あがっていないというのは。このような例は私も7年間、農業委員としてお世話になってきておりますけども初めてです。このように案件がないと言いますが、転用申請があがっていないというのはですね。しかし

ながら、だからと言って総会をしないわけにはいきませんので、その他の案件も重要な課題がございます。忙しくなってまいりましたけども、長くならないよう、早めに皆さん方の審議をいただきながら済ませて、皆さんの仕事に差し支えのないようなかたちで終えたいなと希望しているところあります。どうぞ今日はよろしくお願い申しあげながら、簡単ですけども挨拶とさせていただきます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員12名、推進委員4名です。池田委員と、推進委員の大瀬委員から欠席届が出ております。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっており、議席番号6番 井手委員、議席番号7番 和田委員を指名しますので、よろしくお願いします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。1ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。
報告第1号 農地転用制限の例外規定に係る届出書。届出者 ○○。農地法第4条第1項第8号の規定に基づき下記のとおり農地を転用したいので届出ます。1、届出者の住所及び職業、北松浦郡佐々町小浦免、無職。2、土地の所在・面積・利用状況等。土地の所在、佐々町小浦免字宮ノ前。地目、台帳、畑、現況、農業用倉庫。面積141m²でございます。3、転用計画として用途、農業用倉庫の1棟でございます。この届出につきましては、届出者が地目変更をしたいということでの届出があつております。更に、現況が農業用倉庫となっておりますけども、今、建っているという状況ですね。後もつて、審議事項の非農地証明願いのところでさらに詳しく説明をさせていただきますけども、この場所については既に建っております、無断転用というかたちになっております。無断転用の経緯を申しあげますと、昭和20年ごろに木造建ての農業用倉庫が建つております、それから昭和39年以降に鉄筋の農業用倉庫に建て替えられて現在に至っているという状況です。この経緯につきましては、○○さんが今、入院中でございまして、その息子さんからヒアリングを行っているという状況です。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これにつきまして、地元委員さんから何かございましたらお願ひしたいと思いますが、2番。

2番（吉野 裕君）2番。ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。何分、かなりの時間が経っておりますし、私もこういう状況であるとは知りませんでしたので、近くにお住まいの方に聞いても小さいころから建っていたということありますのでよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。聞くところによりますと、今、吉野委員さんも知らないということで、だいぶ前の事のようで、歴代の委員さんたちが延ばしていたようなことの案件だと思います。度々、こういうことが年に1回ぐらい出てきておりますね。いわゆる違反転用ということになっておったわけですね。そういうことですので、後もって審議事項にも関連してきますけども、何かご質問等ございましたらお受けいたしますけども、この件につきまして何かございませんか。ないようですので、報告事項につきましてはこれで終わりたいと思います。また、審議事項でご審議いただくことになりますのでよろしくお願ひしたいと思います。引き続き、日程（4）の審議事項に移ります。第15号議案 非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。11ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

第15号議案 非農地証明書交付願 願出人 北松浦郡佐々町小浦免、〇〇。下記の土地は昭和20年ごろから農地法の適用を受けない用途もしくは事由のため転用し、現在「農業用倉庫」となっていることに相違ないので証明してくださいということで証明願いが出ております。証明を受けようとする土地の所在、面積等ですが、佐々町小浦免字宮ノ前。地目 登記簿 畑、現況 宅地（農業用倉庫）です。面積141m²。利用者 富田 澄男さんです。この次の2番、3番については先ほど20年前から無断転用ということでご説明をしております。省略をさせていただきますけども、この件につきましては無断転用の連絡票に、文書にて長崎県の方に提出をしております。長崎県の方で協議をした結果ですね、面積が141m²ということで、例外規定の200m²以内の届出に交わしたらどうかということで結果が出まして、今回、例外規定を出させていただいております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明が終わりました。引き続きすけども、地元委員さん、今の説明でよろしいでしょうか。それではこの件につきまして、皆さんからの質疑をお受けいたします。何かございませんでしょうか。ないようですのでこの件については証明することいたしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。5番。

5番（築城 武美君）5番。私が管轄する野寄地区にも、農地に既に家が建っているところがありまして、先日23日にご本人に確認をいたしました。そうしたら、もう小さい時から建っているということでした。建てられたご本人はもう他界されているようですが、今のところ違反転用なので、手続きを取ってもらわないといけないが、その用意はあるかと話をしましたら、うまく解決ができるならそのようにしてもらえませんかという話がございます。該当者は○○さんの本家の入口の手前左側の農地です。現在、建物が建っております。後で書類を持ってお伺いするので、委員その他関係書類を整備願いたいというお願いをしてきておりますので、この件と似たような案件になっておりますので、事務局と相談をして進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。事務局からお尋ねですけども、そこは農業用倉庫というかたちでしょうか。また、面積はどれくらいでしょうか。

議長（藤永 九市君）5番。

5番（築城 武美君）5番。農業用倉庫で200m²以下になると思います。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。そうしましたら、この件も長崎県の方と確認を取りましてまた、結果を報告させていただきます。おそらく、今回の例外規定というかたちでの非農地証明になるかと思います。例外規定のところは課税については平成24年に本町の税務課のパトロールによって、平成24年から宅地課税になっております。○○さんのところはその辺は分かれますか。

（私語あり）了解しました。ありがとうございます。

議長（藤永 九市君）先ほども違反転用の案件がありましたけども、ちょうど同じような形ということで、これにつきまして五役会の時にお話をいただいたんですけども、築城委員さんにはですね。今回の農地パトロール等で、皆さん方にはご尽力いただいたんですけども、そういう中でこういった発見があつたり気づかれた状況であります。農地パトロール等でこういったことが出てくる可能性があるわけですね。隅々までパトロールの必要性というのが現れてくるんだろうと思っております。いろいろとありがとうございました。事務局の方で十分対応していただきたいと思います。この件につきまして他にありませんでしょうか。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。課税年度か建築年度か、どちらか明確な年度を起点として、20年の時効は認められる状況なんですか。農地に建物というのは。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。その件につきまして、非農地証明の基準としましては昭

和 27 年前、20 年以上経てば非農地証明と認められることがあります。ただ、その内容ですよね。今回は、先ほど言わされました〇〇さんの件、〇〇さんの件はたまたま 200 m²以下でしたので、例外規定で交わしております。基本的には 20 年以上ここに建っていますよという証明ができれば、簡易的な農地転用で許可が出るというようなかたちになります。証明がなかなか難しいという時もありますし、今回も一応 20 年以上建っているという証明はもらっているんですよね。この例外規定でも。ただ、そこの町内会長さん、隣接の方ですね。ここにつけておりますけども 15 ページにこういったがたちで 20 年以上建っているということで証明をつけております。この証明があれば無断転用とかそういうものには有効ということですね。

(私語あり) 法務局のパトロールもありますし、本町の税務課のパトロールもありますので、その時に見つけられるということも数多くあります。

議長（藤永 九市君）ただ今の答弁でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり) 他に 15 号議案につきましてございませんか。ないようでしたらこれにつきましては終わらせていただきたいと思います。次に、第 16 号議案 非農地判断の取消についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。16 ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

第 16 号議案 非農地判断の取消について。非農地判断の取消の申出があつた土地について、農業委員会の判断を求める。対象農地は別紙のとおり。平成 30 年 9 月 25 日。佐々町農業委員会 会長 藤永 九市。17 ページをお願いいたします。非農地判断取消対象リストでございます。朗読いたします。連番 897 木場免字鎌田。登記簿地目、田。登記簿面積 964 m²。所有者氏名、〇〇。非農地判断日、平成 29 年 3 月 28 日。取消理由としまして中山間事業の直接支払いの事業の期間中ということで取消があつております。次に、959 野寄免字前田。地目、田。面積 72 m²。所有者、〇〇。非農地判断日、平成 29 年 3 月 28 日。これも同じく中山間事業でございます。次に、960 野寄免字前田。地目、田。面積 515 m²。所有者、〇〇。非農地判断日、平成 29 年 3 月 28 日。これも中山間事業です。次に 1060 八口免字上南木場。地目、田。面積 152 m²。所有者、〇〇。非農地判断日、平成 29 年 4 月 27 日。これも中山間事業です。最後に 1083 八口免字横立。地目、畠。面積 306 m²。所有者については 2 名書いておりますが、〇〇、〇〇。非農地判断日 平成 30 年 1 月 26 日。この件につきましてはあっせんの農地の売買で土地の購入をされております。その時の年に、農地のパトロールの時に所有権を移転される前に耕作をされていなかつたということが理由で地元の委員さんが非農地判断をされたということで今回、取消でここにあげさせていただいております。以上、田が 4 筆 1,703 m²、畠 1 筆、306 m²。合計 2,

009m²が取消ということであげさせていただいております。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今、非農地判断取消対象リストの朗読説明をいただきました。主にお話のとおり、中山間直接支払い交付事業に関連して、後2年ですかね。そういう期間で対象外ということで、あがっているということでございます。これにつきまして皆さん方からのご質問をお受けしたいと思いますが、この件につきまして何かございませんか。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。この中山間の協定基準に合うような現況まで戻されて取消になったんですか。本人が取消をお願いしますと言われたんですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。今回の取消につきましては、農業委員会の方では気付いておりませんで、産業経済課の方で農振の大型見直しをしているんですけども、その調査中にここが発覚したという状況です。

（私語あり）こちらも確認をしないで非農地証明をしたというのはよくないということでもあります。

議長（藤永 九市君）事務局長の説明をいただきましたけども、この件につきましては全く責任がないとは言えないと思います。気付かなかつたのは事実ですので。協定してあることが後から分かったということで、釈明するようななかたちになりますけども、事業の協定中は非農地の対象外として判断できないわけで、気づかなかつたのは事実で、今後はきちんと調査をして、農業委員も把握してこのことについては該当しないということを前もって察知できていればこういうことはなかったと思いますので、その点については事務局から私もお詫び申し上げます。

（私語あり）事務局。

書記（上野 靖一郎君）事務局。中山間等の事業については毎年、現地確認を行うこととなっておりますが、まだ現地確認が行えていませんので、今後、現地の確認を行いまして、そういう状況でありましたら管理者の方に耕起耕耘をしていただくようお願いしていくたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）いずれにしましても農業委員が的確に調べた後に非農地証明として許可をするような形をとらないと、事務局長も申しあげておりましたように農業委員会にも非常に責任があると思いますので、今後このようなことがないように非農地証明は特に気をつかうべきであると思いますので、その点、ご了解いただきたいと思います。この交付金に関しての問題はないと思いますね。これに関しまして他にございませんか。湯村委員のおっしゃっていることは当然だと思います。こちらが怠っていたということは事実ですので。担当地区の委員さんにも責任が出てまいりますので、そこに当てはま

る委員さんについては十分反省すべき必要があると思いますので、今後そういうことがないように努めていきたいということで、皆さん、ご理解いただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。非農地については皆さんに協議のうえ、ご本人に通知をするというかたちをとっておりますから、そういうことで、17番委員、ご了解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」の声あり) ありがとうございます。それでは質疑を終わりたいと思います。採決をいたします。非農地判断の取消について、取消をされことに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。賛成多数で、この件につきましては承認されましたので、厚くお礼申しあげます。ありがとうございました。次に第17号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。18ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

第17号議案 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求める。平成30年9月25日 佐々町農業委員会 会長 藤永 九市。19ページをお願いします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書 新規でございます。1、権利の設定を行うもの(貸し手農家) 佐々町八口免、〇〇。権利の設定を行うもの(借り手農家) 佐々町八口免、〇〇。土地の所在、八口免字川尻。地目、田。面積100m²。同じく八口免字川尻。地目、田。面積204m²。同じく八口免字川尻。地目、田。面積596m²。借り手農家耕作面積17, 353m²。権利の種類 賃借権。区域区分、農振白地。今回の設定内容、金納9, 642円。3年となっております。面積の合計が900m²でございます。以上でございます。

議長(藤永 九市君) ただ今、事務局の説明が終わりました。これにつきましてご質問がございましたらお受けしますが、何かございませんか。ないようですので採決を行います。農用地利用集積計画について賛成の方の挙手をお願いします。賛成多数によりまして、賛成することといたしました。次に日程(5)の協議事項に入ります。農用地利用集積計画(利用権設定)の担当委員の選定についてですが、農地中間管理機構の期日がなかつたために、今月21日の農地利用最適化推進会議の全体会の折に担当委員の選定をさせていただいております。これにつきまして、事務局から担当委員の決定について報告をお願いいたします。事務局長。

事務局長(金子 剛君) 事務局長。21ページをお願いいたします。今、議長の方からもあったとおり中間管理機構の申入れ期日がないということで、先日、農地利用最適化推進

会議全体会の折に担当委員を決めさせていただいております。今日、正式に朗読説明をさせていただきまして、担当委員の番号等を報告させていただこうと思います。朗読説明いたします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(5)の規定による農用地利用集積計画書。番号1番 権利の設定を行うもの（貸し手農家）佐々町木場免、〇〇。権利の設定を行うもの（借り手農家）佐々町木場免、〇〇。土地の所在、木場免字帽子田。地目、田。面積806m²。同じく木場免字帽子田。地目、田。面積695m²。借り手農家耕作面積12, 854m²。権利の種類、賃借権。区域区分、農用地。前回の設定内容、金納10,000円、3年となっております。他23件です。それでは担当委員の番号を報告させていただきます。番号1番が16番、2番が3番、3番が12番、これについては貸し手農家分は事務局が行います。4番が8番、5番が10番、6番が10番、7番が10番、8番が12番、9番が4番、10番が4番、11番が6番、これについても貸し手農家分は事務局が行います。12番が3番、13番が3番、14番が19番、15番が13番、16番が13番、17番が13番、18番が17番、19番が3番、20番が10番、21番が15番、22番が15番、23番が10番、これについても貸し手農家分は事務局が行います。24番が3番と決定しております。それから、22ページをお願いいたします。斜線が引いてあるところにつきましては、意向調査の中で、今後借りたくないという要望のため斜線を引かせていただいております。理由につきましては、確認いたしまして、今までの契約で金納となっておりますけども、ちょっと多額になっておりますけども、金額が高いからというわけではなくて、耕作者が一人欠員できなくなつたということです。ここは主に牛の飼料を作つてらっしゃるところだったんですが、牛も頭数が減つたためそこまで飼料を作る必要がないので、今回、借りたくないという要望が出ております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。お話をとおり、先日の農地利用最適化推進会議の折にあらかじめ皆さん方にご相談をしておりました。本日の総会の時に、皆さん方に了解をいただくべく報告をいただいたわけであります。これにつきまして、皆さん方も大変でしょうけども、ご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。12番。

12番（吉永 勝彦君）12番。自分の受け持ちの番号3番ですね。佐世保市原分町の〇〇さんから、借り手の〇〇さんの分ですね。今日お話をしまして、〇〇さんがもう作らないということでお話を聞きました。理由としては機械が埋もれて作業性が悪いということで、もう断るということでお願いしたいということでした。合意解約を進めていくというお話になっております。

議長（藤永 九市君）この件について、担当委員でありました12番委員さんから急遽、お

話がありましたがここで暫時休憩をいたします

(休 憩 午後 2 時 10 分)

(会議再開 午後 2 時 25 分)

議長（藤永 九市君）会を開いたします。ただ今の件につきまして、事務局から説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。今回、担当委員を決めさせていただいて、今日話を聞いたり連絡を受けたりしまして、内容が変わった点もございますけども 23 ページの 3 番。この件については借り手の〇〇さんが作業をするにあたり下がぬかるんで困難であるということで、今後借りたくないということの報告を受けております。佐世保市原分町の〇〇さんの方に、事務局から連絡を取っているところですが、この方はアンケートの回答が出ていませんので、再度確認をして、貸したいのか、貸したくないのか確認をいたします。貸したいという要望があれば、新規で見つけていただくということで、その時の担当委員は 12 番さんの方にお願いをしたいと思います。今後、契約の折にそこが耕作不可能とか、言われましたら事務局の方に至急連絡の方をお願いしたいと思います。以上です。

議長（藤永 九市君）引き続き 12 番委員さんが担当委員としてよろしくお願ひしたいと思いますので、事務局と合わせて新規の要望があれば見つけていただければなと思います。そういうことでこの件につきまして他にございませんか。再度申し上げますが、担当委員の皆さんにはお世話をおかげしますが、どうぞご協力いただきますようにお願ひ申しあげまして、担当委員選定については終わらせていただきたいと思います。それでは、次に日程（6）のその他に入ります。この件につきまして事務局からお願ひします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。①の農地パトロールについてでございます。皆さん、ご苦労されて提出までいただいているところでございます。まだ出ていない班につきましては 9 月いっぱいまでに、時間厳守で提出の方をお願いしたいと思っております。農地パトロールについては以上でございます。次に②農業委員会視察研修についてでございますが、前回、日程とか時間がはっきりしていなかったんですが、今回、いちき串木野市の農業委員会事務局に連絡を入れまして、日程と、時間がはっきりしましたのでご報告いたします。まず、日程については 11 月 26 日。研修が 15 時から 17 時の 2 時間の研修を予定いたしております。24 ページを見ていただけますか。日程については 11 月 26 日から 27 日ということで決定をいたしました。行程表をつけさせていただいております。大型の貸し切りバスで、本町を 7 時に出発する予定にいたしております。休憩、昼食等をとて視察研修先の市来農業施設と書いてありますけども、ここはいち

き串木野市の市役所に訪問いたします。そこが15時から17時までということで予定をしております。ここが終わりますと、鹿児島市内に移動してホテル吹上荘に宿泊をする予定でございます。ここは鹿児島市内の天文館にも歩いて行けるような距離のところなので、よろしくお願ひしたいと思います。2日目は研修はございませんが、朝8時にホテルを出まして、書いてあるとおりのルートでいきたいと思っております。こちらに到着が19時の予定をいたしております。負担金につきましては1人、4万円から5万円。はっきりとは今、計算中であるんですが、宿泊もお一人一部屋の予約をしております。そういうかたちで今年度の視察研修を予定しております。次に報酬の件ですが4月から9月まで、だいたい3か月に1回ですね、毎年出しておりました。ただ今回は、3月の総会で言ったと思うんですけど今回までは4、5、6月分で旅費を3万円引かせていただきたいなと思っているんですね。残りが1万円ちょっとにしかならなりません。大変、事務局だけの判断で申し訳なかったんですが、私としては9月まで終わって、6か月分を支給させていただこうかなと思っておりました。それを今回は事務局の判断で4、5、6月の3か月分を支給していなかつたので、お詫びを申しあげたいと思います。4、5、6月分で3万円を引かせていただいて、7、8、9月分は来年の視察研修も考えまして、一人3千円の旅費を引かせていただき、合計を10月に口座の方に振込みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。大変、ご迷惑をおかけいたしました。続きまして③の農業者年金加入者についてということで、毎年、研修会があつておあります加入推進委員の部長に、今日お休みの池田委員になっていただいております。会員として女性委員の和田委員、山下委員にもなつていただいている状況でございまして、研修が9月7日に佐世保でございました。研修を行いまして、各市町、各班に分かれて今の取り組み状況等の発表の研修をしてまいりました。内容は加入対象者はどうなのかということが多かったんですけど、本町については農業委員の中から加入をしていただくということで報告をしております。実際に、本町についても加入者が12名、受給者が23名いらっしゃいます。加入者については途中で、農業者年金から別の仕事に就かれて脱退という方もいらっしゃるわけですね。増えている状況ではないので、今後、推進の方を強化していきたいなと思っております。本町の加入の年間の目標は、毎年1名というかたちで県の方にも報告をしておりますので、今年度も加入の方をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。加入推進委員の和田さんか、山下さんから補足はあられますか。

議長（藤永 九市君）7番。

7番（和田 貞子君）7番。国民年金を払った上に、また、農業者年金を払って、毎日の生活のこともありますけども、その中でお姑さんがお嫁さんの年金を払ってあげるよと言

われて、そこまでしてもらったらそのお嫁さんは一生墓守していくよねという話があつたんですね。それも一つの推進していく上において、お年寄りがいらっしゃる時に伺って話を勧めるのも一つの手かなと感じました。JAさんなどとも協力をしながら推進していくのもいいのかなと感じました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。この農業者年金加入者についてということで、事務局長から説明がございましたけども、これにつきましてはお二人のどちらからかご報告をいただきながらと思っていたんですけども、池田部長さんが今日はお休みですけども、研修には池田推進部長さんと、副部長の和田さん、山下さんと事務局長にもご出席いただき、熱心に研修を受けてきていただいている。ご存じのとおり、本町は各市町特徴があるんですね。多いところは多いなりの対象者があるもんですから、佐々町の場合は毎年、一人の加入を勧めてきているんですけども、そのような中、今年もお一人の加入を達成していただきたいと思いますので、各委員の皆さん方も協力していただきたいと思います。また、お一人辞退された例があるんですが、農業者年金に加入されていた方ですけども、新たに仕事に就かれて、その場合は、仕事先の会社の方から厚生年金の加入をしなければならないということで、両方兼ねてはできませんのでやむを得ず農業者年金を辞められたというかたちになっております。できましたら今年の1枠と、一人減った分の1枠を今年度中に確保していただければなと思っているところです。佐々町の農業委員会の場合は2枠を皆さん方に協力いただき確保したいなと思っているところですので、この件について私からも補足しておきたいと思います。この件につきまして何かございませんか。山下委員はいかがでしょうか。何かございませんか。10番。

10番（山下 夕見子君）10番。この前参加して思ったことですけども、今の状態では高齢者が多いもんですから、高齢者に言うよりも女性に勧めてみようかなと、池田部長さんと話していたんですよね。且那さんが加入されていて、その奥さんを目標に1人でも2人でも頑張ろうと話しておりました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。今の話は奥さんの方も対象になるという話ですから、仕事に行っておられなければですね、勧めたいなという話でございました。よろしくお願ひしたいと思います。農業者年金に関して他に皆さん方からございませんか。なければ次に移りたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。④の11月の定例会の日程でございますけども、今回は先ほど言いました、11月26、27日が研修となっておりますので、11月22日の午後1時半から予定をさせていただきたいと思います。五役会については15日の午後1時半からお願ひしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤永 九市君）11月の定例総会です。お話をとおり11月22日にという事務局からの要望でございますが、それでよろしいでしょうか。9番。

9番（濱野 卓也君）9番。22日は牛の競りで時間が分からぬんですが。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。もし皆様がよろしければ、研修から帰ってきて次の日、28日はいかがでしょうか。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）暫時休憩といたします。

（休 憩 午後2時42分）

（会議再開 午後2時44分）

議長（藤永 九市君）会を再開します。事務局長お願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。11月の定例会の日程でございますけども、11月22日、午後3時から役場3階会議室で決定をいたしました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。22日、午後3時からということで時間をずらして開催することといたしますので、皆さま方のご出席をお願い申しあげます。定例会につきましてはこれで終わりたいと思いますが、その他の⑤について、事務局よりお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局長。1点お知らせなんんですけども、全国農業新聞の記事が10月が佐々町の担当になっておりまして、タイトルがわがマチの農業委員と最適化推進委員ということで、県の方から要請がきております。事務局の方で勝手に決めさせていただいているんですけども、今回は寶持委員の方にお願いをしておりますので、皆さまに報告をしたいと思っております。全国農業新聞の長崎県版に、写真と300文字ぐらいの作文が載るようにいたしております。全国農業新聞の中で、今回はこういったかたちで指定がきていますので農業委員の活動とか、そういうものを書かないといけなかったんですけども、例えば、皆さま方で、農業をされている中でPRをしたいとか、そういう記事等を載せたいという方がいらっしゃったらお申し出ください。全国農業新聞の九州版の方に載せれるようになりますので、よろしくお願いします。

議長（藤永 九市君）全国農業新聞の掲載記事についてお話をいただきました。寶持委員さんにはご負担をおかけしますけどもよろしくお願いいいたします。これは10月末に掲載の予定ということですので、どうぞお楽しみにお待ちいただきたいと思います。その他につきまして、皆さま方から何かございましたら、この機会にお受けいたします。何もないようでございますので、以上をもちまして日程がすべて終了いたしました。これを

もちまして、第6回 農業委員会総会を閉会いたします。本日は色々とご審議いただき
ましたことをお礼申しあげます。ありがとうございました。

(閉 会 午後2時48分)

上記のとおり相違ありません。

会長 篠永九市

会議録署名委員

田中俊博

会議録署名委員

和田貞子

